

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
町四九五番一地先まで 所沢市東町七七番一から同市東		区 間
一四・五六 二二三・七三	一四・五六	敷地の幅員 (メートル)
五八・九八		延長 (メートル)
再開発事業による 所沢東町地区第一種		備考